

令和5年度 第11回 県有林産物 一般競争入札

公 売 公 告 並 び に 明 細 表

令和6年2月1日

公 売 公 告

第11回 県有林林産物 一般競争入札を次により林務環境事務所長が執行しますので、現物熟覧のうえ入札に参加してください。

なお、現地案内については、公売を執行する林務環境事務所県有林課におたずねください。

1 売払物件の番号および所在地
別紙明細書のとおり。

2 伐採・搬出の条件
諸法令による制限行為の定めを遵守してください。
箇所ごとの条件については、別紙明細書備考欄に記載してあります。

3 売払物件の搬出期間
別紙明細書備考欄のとおり。

4 入札場所および日時
＊受付時間に遅れた場合は、入札に参加できませんのでご注意ください。

公売執行 月日	入札場所	執行者	受付	入札開始	開札
一般公売 令和6年2月13日(火)	甲州市塩山上塩後 1239番地1 東山梨合同庁舎 1階103会議室	峡東 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 令和6年2月14日(水)	都留市田原2-13-43 南都留合同庁舎 4階大会議室	富士・東部 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 令和6年2月15日(木)	西八代郡市川三郷町 高田111-1 西八代合同庁舎 2階大会議室	峡南 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時
一般公売 令和6年2月16日(金)	韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎 4階 401会議室	中北 林務環境 事務所長	9時40分 ～ 9時55分	10時00分	入札終了 後即時

峡東林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0553-20-2724
富士・東部林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0554-45-7815
峡南林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 055-240-4187
中北林務環境事務所 県有林課 経営担当 TEL 0551-23-3092

5 入札参加資格

(1)山梨県物品等競争入札参加資格者名簿「森林整備(23-6)」または「森林整備(70-3)」及び「その他不用品の買入(15-12)」または「木材買入(51-3)」の業種へ登録した者としてします。入札日には「物品等競争入札参加資格審査結果通知」及び別

紙「誓約書」を持参してください。ただし、地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当すると認められる者でないこととします。

(2)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は法人であってその役員が暴力団員でないこととします。

(3)この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領(平成10年4月1日)に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこととします。

6 入札保証金

免除します。(山梨県財務規則第108条の2第2号適用)

ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。

7 入札

消費税抜きの価格で入札してください。

8 契約保証金

免除します。(山梨県財務規則第109条の2第4号又は第5号適用)

ただし、契約者が納入期限までに売買代金を完納しないときは、延滞違約金(遅延損害金)の徴収、又は契約解除し契約金額の100分の10に相当する違約金の徴収を行います。

9 契約締結期限

契約担当者が契約の時期を別に指定した場合を除き、落札の通知を受けた日から7日以内とします。

10 代金納入および担保提供期限

契約締結の日から30日以内とします。

11 代金延納

認める場合があります。(要領は別記のとおり)

12 郵便入札

認めます。この場合は公売を執行する林務環境事務所に入札書を公売執行の前日(前日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日)の午後5時までに到着するよう書留で郵送してください。なお、「立木入札書在中」と明記してください。

13 代理入札

この場合委任状に委任者の入札参加証を添付し、公売を執行する林務環境事務所に提出してください。

14 再入札

初回において入札しなかった者及び無効の入札をした者は再入札に参加できません。

15 遵守事項

入札者は公売を執行する林務環境事務所において契約書案を了承し、山梨県恩賜県有財産管理条例、同施行規則及び入札心得書を遵守してください。

16 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。)第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

17 その他

落札者が契約締結までの間に「5 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとします。

別記

代金延納要領

種別	延納を認める場合	延納期間	担保の種類	延納利息
立木	資金の回収期間が6箇月以上で、1件の売払代金が100万円以上になる時	4箇月以内 ただし1,000m ³ 以上を売り払うときは8箇月以内	①利付国債 ②その他政府の保証のある債券 ③銀行法により免許を受けた銀行が引受けをし、又は裏書をした手形	年利 1.00% (違約金) 年利 14.60%
素材	1件の売払代金が20万円以上になる時	3箇月以内		

(別紙)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。
なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。
また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

林務環境事務所長 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)

氏 名

㊞

生年月日（大正・昭和・平成・令和） 年 月 日

第11回 (2月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林班 小班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m ³)	搬出期間 備 考				
峡東	210	甲州市 滑沢山	63 は6	2.51	からまつ	用材	16～20	789	240.40	搬出期間 17ヶ月 一般林 土砂流出防備 保安林				
						"	30～34	519	483.51					
						小計		1,308	723.91					
					用材計			1,308	723.91					
					小径木(針)	チップ ^o 等		383	114.79					73年生人工林 (公売条件) 1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。 2 集材搬出路、造材作業箇所、材の集積箇所及び残存する末木枝条等については、事前に林務環境事務所と協議すること。 3 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。 4 当該箇所の搬出経路において林道改良工事等が行われ工事期間と重なるため工事業者と調整して材の搬出を行うこと。なお、搬出期間は工事による中断期間を考慮したものと なっている。
					小径木(広)	チップ ^o 等		1,218	106.44					
					小径木計			1,601	221.23					
					合計				2.51			2,909	945.14	(調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標準地調査法による。

第11回 (2月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林班 小班	面積 (ha)	樹 種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m ³)	搬出期間 備 考
峡東	211	甲州市 竹森入	68 に2	4.50	すぎ	用材	42～54	64	138.24	搬出期間 26ヶ月 一般林
							56～	21	101.60	
						小計		85	239.84	
					ひのき	用材	16～20	90	22.07	普通林 79年生人工林
							22～28	723	361.23	
							30～34	173	154.77	
						小計		986	538.07	
					あかまつ	用材	22～28	237	135.09	(公売条件)
							36～40	1,102	1,444.58	
						小計		1,339	1,579.67	
					からまつ	用材	22～28	21	7.88	1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。
							42～54	21	47.29	
						小計		42	55.17	
					くり	用材	32～40	43	35.78	2 集材搬出路、造材作業箇所、材の集積箇所及び残存する末木枝条等については、事前に林務環境事務所と協議すること。
						小計		43	35.78	
					みずき類	用材	32～40	21	17.68	3 既設林道、作業道等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。
						小計		21	17.68	
					用材計			2,516	2,466.21	4 当該箇所の搬出経路において林道開設工事が行われ工事期間と重なるため工事業者と調整して材の搬出を行うこと。なお、搬出期間は工事による中断期間を考慮したものととなっている。
					小径木(針)	チップ等		2,452	471.27	
					小径木(広)	チップ等		1,227	179.86	(調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標準地調査法による。
小径木計			3,679	651.13						
合計				4.50				6,195	3,117.34	

第11回 (2月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	台帳 番号	面積	樹 種	用途	径級区分	本数 (本)	材積 (m ³)	搬出期間 備 考
				(ha)			(cm)			
峡東	212	笛吹市 入沢	376	2.67	ひのき	用材	16～20	463	142.11	搬出期限 令和7年11月5日 県行分収林 分収育林契約地 (育林地所有者:個人) 水源涵養保安林 48年生人工林 (公売条件) 1 搬出期限は育林地所有者との 合意に基づき設定されており、 原則として搬出期間は延長 できない。 2 当該箇所及びその周辺は 私有林であるため、作業に当 たっては区域境界の把握等に 十分注意すること。 3 当該箇所の伐採に際して は、必要に応じて関係者の同 意等を得ておくこと。 4 当該箇所は保安林であるた め、保安林皆伐許可後に伐採 すること。 5 伐倒木等の流出防止、伐採 法面の崩落防止、表土の流出 防止等、林地保全に十分配慮 し、必要に応じて対策を講 ずること。 6 公売箇所区域内外における 集材架線、搬出路及び造材・ 集積土場等の設置、既設林 道・作業道等の使用、端材・末 木枝条の処理等については、 事前に関係土地所有者や施 設管理者の同意を得ること。 7 5,6で掲げる対策等や施設 の設置、使用に当たり、関係法 令等に基づく手続きが必要と なる場合はこれを行うこと。 (調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標 準地調査法による。
							22～28	2,261	1086.25	
							30～34	488	351.03	
							小計	3,212	1,579.39	
					用材計			3,212	1,579.39	
					小径木(針)	チップ等		283	70.15	
					小径木計			283	70.15	
合計				2.67				3,495	1,649.54	

第11回 (2月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	台帳 番号	面積 (ha)	樹 種	用途	径級区分 (cm)	本数 (本)	材積 (m ³)	搬出期間 備 考
峡東	213	山梨市 長畑	433	2.36	すぎ	用材	36~40	77	122.12	<p>搬出期限 令和8年3月31日</p> <p>県行分収林 分収育林契約地 (育林地所有者:個人) 普通林 47年生人工林</p> <p>(公売条件)</p> <p>1 搬出期限は育林地所有者との合意に基づき設定されており、原則として搬出期間は延長できない。</p> <p>2 当該箇所及びその周辺は私有林であるため、作業に当たっては区域境界の把握等に十分注意すること。</p> <p>3 当該箇所の伐採に際しては、必要に応じて関係者の同意等を得ておくこと。</p> <p>4 当該箇所は普通林であるため、落札後に伐採届を提出すること。</p> <p>5 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。</p> <p>6 公売箇所区域内外における集材架線、搬出路及び造材・集積土場等の設置、既設林道・作業道等の使用、端材・末木枝条の処理等については、事前に関係土地所有者や施設管理者の同意を得ること。</p> <p>7 5,6で掲げる対策等や施設の設置、使用に当たり、関係法令等に基づく手続きが必要となる場合はこれを行うこと。</p> <p>(調査方法) 樹種、材積の調査方法は、標準地調査法による。</p>
						小計		77	122.12	
					ひのき	用材	16~20	58	16.87	
						"	22~28	715	387.09	
						"	30~34	653	588.09	
						小計		1,426	992.05	
					あかまつ	用材	22~28	41	20.35	
						"	36~40	149	167.75	
						小計		190	188.10	
					用材計			1,693	1,302.27	
					小径木(針)	チップ等		483	198.23	
					小径木(広)	チップ等		163	7.11	
					小径木計			646	205.34	
					合計				2.36	

第11回 (2月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	搬出期間 備 考
富士・ 東部	412	富士吉田市 大和ヶ原	406 は4	6.39	からまつ	用材	12~28	48	12.40	14ヶ月
						用材	30~54	763	834.05	部分林 演習場内
										98年生人工林 (公売条件)
						小計		811	846.45	
					しらべ	用材	12~28	48	7.15	1 北富士演習場内の ため、特に大径木では 被弾木の恐れがある。 また、演習実施等に伴 う立入制限が発生す る。 2 伐倒木等の流出防 止、伐採法面の崩落 防止、表土の流出防 止等、林地保全に十 分配慮し、必要に応じ て対策等を講ずること。
						小計		48	7.15	
										3 集材搬出路、造材 作業箇所、材の集積 箇所及び残存する末 木枝条等については、 事前に林務環境事務 所と協議すること。
										4 既設林道、作業道 等を使用する場合は、 事前に関係機関に必 要な手続きを行うこと。
										(調査方法)
										樹種、材積の調査方 法は、標準地調査法 による。
					用材木計		859	853.60		
小径木(針)	チップ等		477	98.24						
小径木(広)	チップ等		2,384	286.12						
小径木計		2,861	384.36							
合計				6.39				3,720	1,237.96	

第11回 (2月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	搬出期間 備 考					
富士・ 東部	413	富士吉田市 梨ヶ原	409 ろ3	3.33	からまつ	用材	12~28	91	36.93	13ヶ月					
						用材	30~54	575	760.16	部分林					
						用材	56~	30	68.42	演習場内					
										108年生人工林					
										(公売条件)					
						小計			696	865.51					
					しらべ	用材	12~28	61	13.62	1 北富士演習場内の ため、特に大径木では 被弾木の恐れがある。 また、演習実施等に 伴う立入制限が発生 する。 2 伐倒木等の流出防 止、伐採法面の崩落 防止、表土の流出防 止等、林地保全に十 分配慮し、必要に応 じて対策等を講ずる こと。					
						用材	30~54	91	61.15						
						小計			152		74.77				
										3 集材搬出路、造材 作業箇所、材の集積 箇所及び残存する末 木枝条等については、 事前に林務環境事務 所と協議すること。					
										4 既設林道、作業道 等を使用する場合は、 事前に関係機関に必 要な手続きを行うこと。					
					(調査方法)										
					樹種、材積の調査方 法は、標準地調査法 による。										
					用材木計								848	940.28	
					小径木(針)	チップ等		333	90.82						
					小径木(広)	チップ等		636	90.21						
小径木計								969	181.03						
合計				3.33				1,817	1,121.31						

第11回 (2月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	搬出期間 備 考
富士・ 東部	414	鳴沢村 富士山	423-I ほ2	9.30	しらべ	用材	12~28	810	350.97	20ヶ月
						用材	30~54	3,172	3,270.59	一般林
										普通林
										国立公園 普通地域
										富士山世界文化 遺産緩衝地帯
										80年生人工林
						小計		3,982	3,621.56	(公売条件)
					とうひ	用材	30~54	86	108.28	1 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の崩 落防止、表土の流出 防止等、林地保全に 十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ず ること。
										2 集材搬出路、造材 作業箇所、材の集積 箇所及び残存する末 木枝条等については、 事前に林務環境 事務所と協議するこ と。
										3 既設林道、作業道 等を使用する場合 は、事前に関係機関 に必要な手続きを行 うこと。
						小計		86	108.28	(調査方法)
										樹種、材積の調査方 法は、標準地調査法 による。
					用材木計		4,068	3,729.84		
					小径木(針)	チップ等		408	140.08	
					小径木(広)	チップ等		819	115.89	
					小径木計		1,227	255.97		
合計			9.30				5,295	3,985.81		

第11回 (2月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	搬出期間 備 考
峡南	301	富士川町 八町山	124 ～3	6.22	からまつ	用材	22～28	2,840	1366.33	搬出期間 17ヶ月
						〃	30～34	683	615.98	
						小計		3,523	1,982.31	
			125 に7		もみ	用材	36～40	20	26.53	水源涵養保安林
						小計		20	26.53	
			用材 計			3,543	2008.84	61年生人工林 (公売条件)		
			小径木(針)		チップ等		393		76.71	
			小径木(広)		チップ等		4,249		322.61	
			小径木 計			4,642	399.32			
			<p>1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策を講ずること。</p> <p>2 残存する末木枝条の処理については、事前に林務環境事務所と協議すること。</p> <p>3 索道及び集材搬出路の設置、造材作業箇所、材の集積箇所等については、事前に林務環境事務所と協議すること。</p> <p>4 林道、作業道等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。</p> <p>(調査方法) 樹種、材積の調査は、標準地調査法による。</p>							
合計				6.22				8,185	2,408.16	

第11回 (2月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	搬出期間 備 考
峡南	304	富士川町 奥仙重	128 ほ1	2.19	ひのき	用材	22～28	43	10.95	搬出期間 14ヶ月 部分林 水源涵養保安林 65年生人工林 (公売条件) 1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策を講ずること。 2 残存する末木枝条の処理については、事前に林務環境事務所と協議すること。 3 索道及び集材搬出路の設置、造材作業箇所、材の集積箇所等については、事前に林務環境事務所と協議すること。 4 林道、作業道等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。 (調査方法) 樹種、材積の調査は、標準地調査法による。
						小計		43	10.95	
					からまつ	用材	22～28	810	430.99	
						〃	30～34	306	316.89	
						小計		1,116	747.88	
					もみ	用材	22～28	43	15.77	
						〃	42～54	65	112.35	
						小計		108	128.12	
					用材 計			1,267	886.95	
					小径木(針)	チップ等		854	218.12	
					小径木(広)	チップ等		897	40.08	
					小径木 計			1,751	258.20	
					合計				2.19	

第11回 (2月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 大字 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m3)	搬出期間 備 考
中北	114	南アルプス市 芦安安通 御勅使川入旧 三十六ヶ村入 会	49 い ₁₀	3.48	ひのき	用材	6-10	7	0.22	14ヶ月 部分林 水源かん養保安林 県立公園 第3種特別地域 75年生人工林 (公売条件) 1 伐倒木等の流出防止、伐採法面の崩落防止、表土の流出防止等、林地保全に十分配慮し、必要に応じて対策等を講ずること。 2 索道設置、集材搬出路、集積、造材作業箇所及び残存する端材・末木枝条の処理等については、林務環境事務所と協議すること。 3 既設林道、作業道、隣接地等を使用する場合は、関係機関に必要な手続きを行うこと。 (調査方法) 樹種、材積の調査方法は、毎木調査法による。
						〃	12-14	85	7.20	
						〃	16-20	263	58.35	
						〃	22-28	517	286.27	
						〃	30-54	332	297.06	
					ひのき小計			1,204	649.10	
					すぎ	用材	6-10	3	0.08	
						〃	12-14	6	0.57	
						〃	16-20	18	4.20	
						〃	22-28	38	19.06	
						〃	30-54	89	121.33	
						〃	56-	6	23.93	
					すぎ小計			160	169.17	
					からまつ	用材	10-28	79	39.51	
						〃	30-54	285	373.10	
						〃	56-	3	8.66	
					からまつ小計			367	421.27	
					あかまつ	用材	30-54	2	4.85	
					あかまつ小計			2	4.85	
					つが	用材	56-	1	2.80	
					つが小計			1	2.80	
					くり	用材	22-54	7	6.33	
					くり小計			7	6.33	
					けやき	用材	16-20	5	0.63	
						〃	22-54	26	14.84	
					けやき小計			31	15.47	
					ほおのき	用材	56-	1	1.74	
					ほおのき小計			1	1.74	
					きはだ	用材	22-54	1	0.56	
					きはだ小計			1	0.56	
					みずき	用材	22-54	2	0.52	
					みずき小計			2	0.52	
					なら類	用材	22-30	11	4.66	
〃	32-54	11	10.99							
なら類小計			22	15.65						
とち類	用材	22-30	9	2.77						
	〃	32-54	5	6.70						
とち類小計			14	9.47						
用材計			1,812	1,296.93						
小径木(針)	チップ等		88	25.86						
小径木(広)	チップ等		473	82.38						
小径木計			561	108.24						
合計				3.48				2,373	1,405.17	

第11回 (2月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 大字 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m3)	搬出期間 備 考
中北	115	北杜市 須玉町下津金 松尾	524 へ1	2.30	あかまつ	用材	10-28	92	58.65	13ヶ月 一般林 水源かん養保安林 68年生人工林 (公売条件) 1 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の崩 落防止、表土の流出 防止等、林地保全に 十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ず ること。 2 索道設置、集材 搬出路、集積、造材 作業箇所及び残存 する端材・末木枝条 の処理等について は、林務環境事務所 と協議すること。 3 既設林道、作業 道等を使用する場合 は、関係機関に必要 な手続きを行うこと。 (調査方法) 樹種、材積の調査 方法は、標準地調査 法による。
						〃	30-54	391	529.69	
						あかまつ小計			483	
					からまつ	用材	30-54	69	92.00	
						からまつ小計			69	
					くり	用材	22-54	115	94.99	
						くり小計			115	
					けやき	用材	22-54	46	88.55	
						けやき小計			46	
					用材計			713	863.88	
					小径木(針)	チップ等		69	23.92	
					小径木(広)	チップ等		805	128.80	
					小径木計			874	152.72	
合計				2.30				1,587	1,016.60	

第11回 (2月分) 一 般 公 売 (立木の部)

所別	公告 番号	市町村 大字 字	林 班 小 班	面 積 (ha)	樹 種	用 途	径級区分 (cm)	本 数 (本)	材 積 (m ³)	搬出期間 備 考	
中北	116	北杜市 須玉町江草 奥山	570 と8	2.51	あかまつ	用材	10-28	104	46.33	10ヶ月 一般林 水源かん養保安林 68年生人工林 (公売条件) 1 伐倒木等の流出 防止、伐採法面の崩 落防止、表土の流出 防止等、林地保全に 十分配慮し、必要に 応じて対策等を講ず ること。 2 索道設置、集材 搬出路、集積、造材 作業箇所及び残存 する端材・末木枝条 の処理等について は、林務環境事務所 と協議すること。 3 既設林道、作業 道等を使用する場合 は、関係機関に必要 な手続きを行うこと。 (調査方法) 樹種、材積の調査 方法は、毎木調査法 による。	
						〃	30-54	222	235.14		
						〃	56-	5	12.34		
						あかまつ小計			331		293.81
					からまつ	用材	10-28	29	13.63		
						〃	30-54	58	69.44		
							からまつ小計		87		83.07
					すぎ	用材	22-28	3	1.25		
						〃	30-54	21	22.42		
							すぎ小計		24		23.67
					くり	用材	16-20	11	1.75		
						〃	22-54	142	79.65		
							くり小計		153		81.40
					けやき	用材	22-54	1	0.32		
							けやき小計		1		0.32
					ほおのき	用材	22-54	1	0.38		
							ほおのき小計		1		0.38
					みずき	用材	16-20	1	0.16		
						〃	22-54	25	11.24		
							みずき小計		26		11.40
					ぶな	用材	32-54	2	0.96		
						〃		2	0.96		
					はんのき	用材	22-30	17	6.80		
						〃	32-54	4	2.87		
							はんのき小計		21		9.67
					せん	用材	22-30	1	0.32		
〃	32-54	1	0.77								
	せん小計		2	1.09							
なら類	用材	22-30	17	6.78							
	〃	32-54	16	14.47							
		なら類小計		33	21.25						
	用材計			681	527.02						
	小径木(針)	チップ等		141	42.75						
	小径木(広)	チップ等		1,043	206.29						
	小径木計			1,184	249.04						
合計				2.51				1,865	776.06		